

「鈴鹿警察署新築工事事業」に係る環境配慮検討書

平成12年9月

三重県警察本部

1 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	鈴鹿警察署庁舎の新築	
(2) 目的	<p>現在の鈴鹿警察署は、職員数の倍増化、OA機器の増加等により狭あい化が進展するとともに、築後34年（平成12年現在）と老朽化が著しく、警察活動に大きな支障となっている。</p> <p>また、来客用の駐車場が少ない、待合所が狭い、あるいは相談室がなく県民のプライバシーの保護に問題がある等、もはや新築しなければ県民のニーズに応えられないことから、今回、これを建て替えようとするものである。</p>	
(3) 事業主体	三重県警察本部（警務部会計課）	
(4) 計画内容	計画地の位置・面積等	・鈴鹿市江島地内 事業面積 約 13,000 m ² (13,023 m ²)
	建物・施設等の概要	・庁舎（RC3）4,332 m ² その他、附属棟、署長公舎等
	土地利用計画	・上記のとおり
	用水の使用計画	・飲料水は、上水を利用 ・雨水の中水への利用
	エネルギーの使用計画	・太陽光発電（20kw 予定）
	雨水の排水計画	・透水性舗装の採用 ・総量抑制した雨水を三方の水路に排水
	汚水の排水計画	・公共下水道に排水
	工期	着工の予定時期
完工及び供用開始の予定時期		平成15年11月
(5) 関連事業計画	平成13～14年度の2ヶ年で、同用地の北東角の約4,000 m ² に、鈴鹿警察署職員用住宅（2棟44戸程度）を建設予定	
(6) その他	なし	

2 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 環境の現況

気 象	<p>計画地最寄りの津地方気象台四日市特別地域気象観測所における観測所データは、次のとおりである。</p> <p>a 気 温：平均気温 16.0</p> <p>b 降 水 量：1,558.5mm / 年</p> <p>c 最多風向：N N W</p> <p>d 最大風速：12.7 m / S (H11.2.27) 最大瞬間風速 ~ 25.8 m / S (H11.2.27)</p>
水 象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。(H 10 環境白書)</p> <p>a 河川分布：二級河川 金沢川</p> <p>b 計画高水流量：70m³/s</p> <p>c 河川水質：類型 C ph 7.8、DO 10、BOD 1.5、SS 7</p> <p>* 当該予定地は、高台に位置し、金沢川の影響は受けない。</p>
大気質等	<p>計画地周辺の大気質等の状況は、次のとおりである。(H 10 環境白書)</p> <p>a 大気質：NO₂ 0.035ppm (年平均値・国道 23 号鈴鹿 H 9 測定結果)</p> <p>b 騒 音：騒音に係る環境基準は、A ランクで、国道 23 号に隣接するため、交通騒音が認められるが、その他の騒音発生源が無く、環境基準を満たしていると思われる。</p> <p>c 振 動：振動発生源が無いことから問題はないものと思われる。</p>
自然環境	<p>a 地形・地質</p> <p>(a) 地形 当該地は、鈴鹿市市街地の南方、神戸台地の東縁部に位置し、直近東側には、第三紀層を基盤層とする岸岡山丘陵が分布している。</p> <p>(b) 地質 当該地の表層部は、洪積世に形成された神戸段丘層から構成され、神戸段丘層は、砂礫を主体とし、鈴鹿川南岸に約 5 m 程度の層厚で広く分布している。 その下部には、鮮新世から前期更新世に形成された奄芸層群亀山累層が広く分布しているが、本累層は、粘土質優勢の粘土層・砂層・シルト層の厚さ数メートルから数十メートルの地層が繰り返し互層をなしている。</p> <p>b 植物</p> <p>(a) 植生 当該地は、区画整理地の保留地として、野原の状況にあり、特別な植生は認められない。</p> <p>c 動物</p> <p>(a) 動物 当該地における動物の生息は、認められない。</p> <p>d 自然景観 当該地は、区画整理の保留地として、周辺は住宅等が建ち並んでおり、特記すべき自然環境はない。</p> <p>e 史跡・名勝・天然記念物</p> <p>(a) 史跡・名勝・天然記念物 当該地周辺の白子地区には、建物で悟真寺本堂、南玉垣町には、天然記念物として地蔵大マツ等が指定されている。</p> <p>(b) 埋蔵文化財包蔵地 当該地内に古墳・遺跡・城跡等は存在しない。</p> <p>f 野外レクリエーション地 当該地の南側には鈴鹿市武道館、鈴鹿市立体育館、江島総合スポーツ公園が、東側には打越公園が、北側には野球場、西側には競技場・プールがそれぞれ整備されている。</p>

(2) 社会的条件の現況

交通の現況	<p>a 計画地周辺の主要道路網 計画地は、本県を南北に縦断する国道 23 号沿いに位置し、東側を南北に走る近鉄の「白子駅」から約 1.5 km、「千代崎駅」から約 2 km の距離にある。 今後、国道 23 号、中勢バイパスや他の道路整備が予想される南部や内陸部地域の発展に伴う交通現況の変化が予想される。</p> <p>b 周辺主要道路の交通状況（H 11 センサス） 一般国道 23 号 58,373 台 / 日 千代崎港線 2,990 台 / 日 四日市楠鈴鹿線 9,958 台 / 日</p>
土地利用の現況	<p>・ 当該地は、電電公社職員住宅地を鈴鹿市が払い下げを受け、区画整理した残地であり、現在は無利用地となっている。</p>
水域利用の現況	<p>・ 当該地周辺の水域利用はない。</p>
生活関連施設の現況	<p>a 学校・医療施設等の立地状況 周辺地域の学校は、白子高校・鈴鹿工専、白子・千代崎・大木中学校、旭ヶ丘・若松・桜島・愛宕小学校がある。 医療施設は、北西方向約 3 km に鈴鹿中央総合病院、南方約 1 km に富田内科がある。</p> <p>b 上下水道の整備状況 計画地域において、上水道は、普及しており、下水道は、平成 14 年度に整備される計画である。</p> <p>c 廃棄物処理施設の整備状況 当該地域から排出されるゴミは、鈴鹿市又は専門業者で収集した上、可燃物は、可燃物鈴鹿清掃センターで、不燃物は、鈴鹿市不燃物リサイクルセンターで最終処分される。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況</p> <p>当該地は、区画整理地であり、自然環境保全地域、鳥獣保護区の指定はないが、昭和 28 年に指定された「伊勢の海県立自然公園」の普通地域の指定区域に入る。 このため、三重県立自然公園条例に基づき、建設工事 1 か月前に、県北勢県民局生活環境部に建設計画を届出て、指導を受けることとしている。</p>
土地利用の規制現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <p>当該地は、区画整理地であり、第 1 種中高層住居専用地域、準工業地域の規制を受けているが、農業地域振興法、森林法等の規制はない。</p>

3 事業計画地の選定理由

当該地は、

本県を南北に縦貫する幹線道路である国道 23 号沿いに位置することから、庁舎の所在が明確であること。

また、交通の便は、近鉄白子駅から約 1.5 km、定期バスの停留所が国道 23 号線にあり、県民が利用しやすいこと。

鈴鹿市の核となる神戸、白子、平田の 3 地区の中間エリア内に位置し、今後、国道 23 号、中勢バイパスや他の道路整備、団地開発等による発展が予想される南部や内陸部地域の事件事故にも即応しやすい場所であること。

車社会に対応できる広い駐車場の確保、公共施設として求められる環境、文化、バリアフリー等のもとより、緑化率の向上等にも対応できる広さであること。

等から、警察署の適地として選定したものである。

4 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>エネルギーの有効利用に努めること</p> <p>a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラスの熱反射性能の向上を図る。 ・ 太陽光発電を活用する。 ・ 人感センサー、システム管理による照明制御を図り、自然光を活用する。 ・ 自然通風を活用する。
<p>資源の有効利用に努めること</p> <p>a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生材の使用 c 間伐材の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生材を活用する。 ・ 県民が利用する多目的ホール等の室内に木材を利用するなど、環境負荷の少ない資材を活用する。
<p>適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p>a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装を採用する。 ・ 雨水を貯め、散水用・トイレ用水として利用する。
<p>廃棄物の適切処理に努めること</p> <p>a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画区域内の切盛土等の土工量のバランスをとり、残土等の低減とともに有効利用を図る。 ・ 建設廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理・処分に努める。
<p>周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p>a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面排水が水路等に流入しないように、排水計画に十分配慮し、適切な排水施設の設置に努める。 ・ 工事においては、極力泥水の砂等を取り除き、適切な排水を行うなど、水質汚濁の防止に努める。

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生生物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植、代替生育地の確保や伐開地等の林縁の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地は、区画整理の保留地として、緑地部がほとんどなく、野生生物等の生育・生息はないが、庁舎の建設に合わせて、中高木による緑化率の向上に努め、野生生物の生息空間の確保に努める。
<p>地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあっては現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場、干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形等の改変の抑止に配慮し、大規模切り土を極力避けることとする。 ・調整池の計画は、透水性舗装の採用、雨水利用を図って総量を抑制した上、周辺の放流状況を勘案して、適切な放流計画を立てるとともに、必要に応じて、敷地内に調整池を設置する。 ・工事に伴う地形改変を最小限度に止めるよう自然に配慮した工法の採用に努める。

(3) やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切り土を極力避けるように努める。
<p>緑化に努めること</p> <p>a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化</p> <p>b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備</p> <p>c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、現生木を残すとともに、法面等に地域の特性に応じた樹種を選定し、緑化を図る。
<p>地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <p>a 良好な自然景観の保全、復元</p> <p>b 良好な道路・沿岸景観等の保全・創出</p> <p>c 景観に配慮した建築物等の建設</p> <p>d 郷土景観との調和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画については、当該地の南側に、江島総合スポーツ公園や武道館、体育館が設置されるなど、市民が多数集う地域であることから、これら景観等に配慮したゾーニングを行う。
<p>親水空間等の整備・創出に努めること</p> <p>a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出</p> <p>b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出</p> <p>c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴から、当該地の利用計画において、親水空間等の整備計画はない。
<p>歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <p>a 埋蔵文化財の保全</p> <p>b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地は、区画整理の際に、埋蔵文化財等の調査を行っているが、該当するものはない。 ・付近は、国道 23 号を中心とした振興住宅地等であり、特に歴史・文化的な位置づけの町並みではないが、全体の景観に配慮しながら、文化的環境の保全に努める。
<p>電波障害・日照障害・風害の防止に努めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニングにおいて、電波障害、風害の防止等に努める。

(4) (1)から(3)の環境配慮内容のまとめ

事業計画に際しては、次の配慮を行う。

整備区域については、地形改変を最小限にとどめるとともに、切土工を極力さけるよう各ゾーンを選定する。

整備後の景観形成及び周辺自然環境との調和を図るため、法面工には植生により緑化を図るとともに、各ゾーンでも植生を用い、緑化率の向上に配慮する。

発生残土の有効利用に努める。

このような配慮を行い、事業実施に伴う環境への影響をできる限り低減する。